

仕様書

1 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー及びジュース類の缶、ペットボトル及びビン等の密閉式容器入りの清涼飲料水（以下「商品」という。）とする。

なお、冬季（11月から翌年3月頃まで）中は一部商品を温かいものへ変更することとする。その他、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料も含む。）は商品に含めないものとする。

2 販売価格

商品（量及び種類を問わず）1本当たりの定価からの値引き後の価格

3 販売手数料

徴収しない。

4 自動販売機稼働に要する電気料金

(1) 毎月の売上げた商品の本数に関わらず受注者の負担とする。

(2) 翌月10日までに宮城県介護研修センターより前月分を受注者あて請求する。

受注者は請求のあった当月25日（25日が土曜日、日曜日、国民の休日の場合にはその翌日とする）に発注者が指定する指定口座へ振込むものとする。

なお、支払に要する振込手数料は受注者負担によるものとする。

4 自動販売機の規格等

(1) 自動販売機は、発注者の指定場所に指定外形寸法上限（0.96㎡）を超えない範囲とする。また、放熱余地及び回収ボックス設置部分も含む。

(2) 自動販売機は、省エネタイプ対応機種であることとする。

(3) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を施すこととする。

(4) 自動販売機の設置に要する費用、メンテナンスに要する費用及び商品補充の他、撤去の際に要する費用は受注者負担とする。

(5) 自動販売機設置場所付近には専用の商品容器回収ボックスを設置し、定期回収も行うものとする。

(6) 商品及びつり銭切れの場合には、発注者からの連絡後速やかに補充を行うものとし、また、定期的に自動販売機のメンテナンスを行うこと。

5 契約者

仙台市青葉区上杉 1-2-3 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 会長 加藤 睦男

6 設置場所

大崎市鹿島台平渡字上敷 19-7 宮城県介護研修センター

7 台数

1台

8 契約期間

令和2年8月1日～令和3年3月31日までの9ヵ月

※期間終了後、1年ごとに更新する可能性があります。